

令和6年度第23回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和7年3月21日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線2412〕

保健福祉部子育て支援課〔内線2551〕

① 件 名																																	
妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金給付事業の実施について																																	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																																	
【背景】 国は令和4年度から、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を目的として、伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金給付事業を時限的に予算事業として実施してきた。 今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月より妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付が創設されることとなった。 【目的】 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせ、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施するもの。																																	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																																	
【根拠法令】 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第1節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する																																	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																																	
令和6年 6月 子ども・子育て支援法等の一部改正 7年 1月 こども家庭庁成育局から通知 令和7年度当初予算裁定																																	
⑤ 主な内容																																	
妊婦や子育て家庭等への支援として、身体的・精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施する。 【新旧制度の比較】 (1) 妊婦等包括相談支援事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新制度</th> <th>現行制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>妊婦等包括相談支援事業</td> <td>伴走型相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>児童福祉法第6条の3第22項</td> <td>国の予算事業（実施要綱）</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>妊産婦及びその配偶者等</td> <td>妊産婦及び養育者</td> </tr> <tr> <td>財 源</td> <td>国 1/2 県 1/4</td> <td>国 1/2 県 1/4</td> </tr> </tbody> </table> (2) 妊婦のための支援給付金給付事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新制度</th> <th>現行制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>妊婦のための支援給付金事業</td> <td>出産・子育て応援給付金給付事業</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>子ども・子育て支援法第10条の2</td> <td>国の予算事業（実施要綱）</td> </tr> <tr> <td>給付算 定基礎</td> <td>妊娠している者及び妊娠している こどもの数（流産・死産等も含む）</td> <td>妊娠の届出をした妊婦及び出生し た児童数</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>妊婦給付認定者</td> <td>妊婦及び養育者</td> </tr> <tr> <td>財 源</td> <td>国 10/10 （事務費：国 1/2 県 1/4）</td> <td>国 2/3 県 1/6 （事務費：国 1/2 県 1/4）</td> </tr> </tbody> </table>		新制度	現行制度	名 称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	根 拠	児童福祉法第6条の3第22項	国の予算事業（実施要綱）	対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	財 源	国 1/2 県 1/4	国 1/2 県 1/4		新制度	現行制度	名 称	妊婦のための支援給付金事業	出産・子育て応援給付金給付事業	根 拠	子ども・子育て支援法第10条の2	国の予算事業（実施要綱）	給付算 定基礎	妊娠している者及び妊娠している こどもの数（流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生し た児童数	対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	財 源	国 10/10 （事務費：国 1/2 県 1/4）	国 2/3 県 1/6 （事務費：国 1/2 県 1/4）
	新制度	現行制度																															
名 称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業																															
根 拠	児童福祉法第6条の3第22項	国の予算事業（実施要綱）																															
対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者																															
財 源	国 1/2 県 1/4	国 1/2 県 1/4																															
	新制度	現行制度																															
名 称	妊婦のための支援給付金事業	出産・子育て応援給付金給付事業																															
根 拠	子ども・子育て支援法第10条の2	国の予算事業（実施要綱）																															
給付算 定基礎	妊娠している者及び妊娠している こどもの数（流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生し た児童数																															
対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者																															
財 源	国 10/10 （事務費：国 1/2 県 1/4）	国 2/3 県 1/6 （事務費：国 1/2 県 1/4）																															

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																					
【影響・効果】 妊婦や子育て家庭等への支援として、身体的・精神的ケア及び経済的支援を図ることができる。 【市財政への負担】（令和7年度当初予算額） (1) 妊婦等包括相談支援事業 <table> <tr> <td>人件費（会計年度事務職員）</td><td>1, 7 7 3 千円</td></tr> <tr> <td>事務費（通信運搬費等）</td><td>3 3 7 千円</td></tr> <tr> <td>委託料（妊娠後期面談等業務）</td><td>2 2 0 千円</td></tr> </table> (財源) <table> <tr> <td>子ども・子育て支援交付金（国1／2、県1／4）</td><td>1, 7 4 7 千円</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>5 8 3 千円</td></tr> </table> (2) 妊婦のための支援給付金給付事業 <table> <tr> <td>給付金（扶助費）</td><td>6 4, 0 0 0 千円</td></tr> <tr> <td>事務費（通信運搬費等）</td><td>4 4 1 千円</td></tr> </table> (財源) <table> <tr> <td>妊婦のための支援給付交付金（国10／10）</td><td>6 4, 0 0 0 千円</td></tr> <tr> <td>妊婦のための支援給付費補助金（国1／2、県1／4）</td><td>3 3 0 千円</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>1 1 1 千円</td></tr> </table>		人件費（会計年度事務職員）	1, 7 7 3 千円	事務費（通信運搬費等）	3 3 7 千円	委託料（妊娠後期面談等業務）	2 2 0 千円	子ども・子育て支援交付金（国1／2、県1／4）	1, 7 4 7 千円	一般財源	5 8 3 千円	給付金（扶助費）	6 4, 0 0 0 千円	事務費（通信運搬費等）	4 4 1 千円	妊婦のための支援給付交付金（国10／10）	6 4, 0 0 0 千円	妊婦のための支援給付費補助金（国1／2、県1／4）	3 3 0 千円	一般財源	1 1 1 千円
人件費（会計年度事務職員）	1, 7 7 3 千円																				
事務費（通信運搬費等）	3 3 7 千円																				
委託料（妊娠後期面談等業務）	2 2 0 千円																				
子ども・子育て支援交付金（国1／2、県1／4）	1, 7 4 7 千円																				
一般財源	5 8 3 千円																				
給付金（扶助費）	6 4, 0 0 0 千円																				
事務費（通信運搬費等）	4 4 1 千円																				
妊婦のための支援給付交付金（国10／10）	6 4, 0 0 0 千円																				
妊婦のための支援給付費補助金（国1／2、県1／4）	3 3 0 千円																				
一般財源	1 1 1 千円																				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																					
他の市区町村においても、同様の事業を実施する。																					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																					
令和7年3月 石巻市妊婦等包括相談支援事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和7年4月1日） 石巻市妊婦のための支援給付金給付事業実施要綱制定 （施行予定年月日：令和7年4月1日） 石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱改正 （施行予定年月日：令和7年4月1日） 4月 市ホームページやSNS等により周知																					
⑨ その他																					